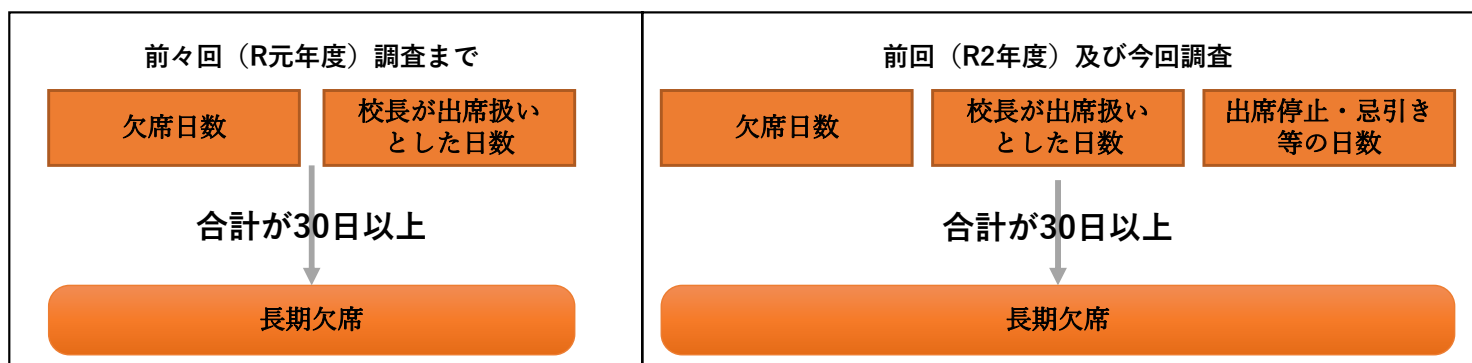


令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ＜解説資料＞ 長期欠席の理由の選択方法について

今回調査では前回の令和2年度調査と同様に、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席としています（「出欠の記録」の「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含める）。

本調査における長期欠席の定義



また、引き続き欠席理由の区分として「**新型コロナウイルスの感染回避**」欄を設けています。

学年	小学校							合計	
	病気	経済的理由	不登校（A）				新型コロナウイルスの感染回避		その他
			(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	(A)のうち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者			
1年									0
2年									0
3年									0

これらは、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、

- ・ 指導要録上の扱いにかかわらず、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正確に把握し、相談や支援の充実につなげていく必要があること
 - ・ 現在の状況（新型コロナウイルスの感染状況）特有の理由によって登校しないケースを、従来の不登校等とは分けて把握する必要があること
- 等を踏まえたものです。

各学校におかれては、長期欠席に該当する児童生徒の特定や長期欠席の理由の選択に当たり御負担をおかけしますが、上記を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

長期欠席の理由の選択方法は、調査票の学校13頁（小・中学校）・学校17頁（高等学校）において、注書きにて記載しているとおりです。注書きのうち、特に注意いただきたい点を以下にお示ししますので、**長期欠席者数の記入の際には必ず御確認ください**ようお願いいたします。

✓指導要録上「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかにかかわらず、登校しなかった理由によって選択すること

新型コロナウイルス感染症の影響により、登校しなかった日数の指導要録上の扱いについては、地域の感染拡大状況、学校や児童生徒個々の状況等によって判断しているものと考えます。

一方、本調査においては、**調査の継続性の確保等の観点から、実態に照らして、登校しなかった理由別に集計すること**としています。

登校しなかった日が指導要録の「欠席日数」欄・「出席停止・忌引き日数」欄のいずれに計上されているかにかかわらず、**実質的に、登校しなかった理由が何であるのかによって、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計上**してください。

（例えば、「出席停止・忌引き等の日数」欄が30日以上であることをもって、登校しなかった理由を考慮することなく「その他」に計上するといったことのないよう留意ください。）

✓「新型コロナウイルスの感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないとして校長が判断した者の数。

前回調査同様、**「新型コロナウイルスの感染回避」に計上するのは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないとして校長が判断した者」のみ**です。

新型コロナウイルス感染症の影響は様々ありますが、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、発熱等の風邪の症状がみられる場合の学校保健安全法第19条により出席停止の措置をとる場合や、学校の判断による学級閉鎖や分散登校等により学校に登校しない場合、感染の急拡大期等に学校から推奨あるいは提示されたオンライン学習に参加した等の場合は、**いずれも、学校に通学して感染することを回避するために本人又は保護者の意思で登校しない場合、に該当しません。**

これらの日数によって登校しなかった日数が30日以上となった場合は、長期欠席のうち「その他」に計上してください。

✓「その他」：「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない場合、「その他」に計上します。

従来から「その他」の例として、保護者の教育に関する考え方や外国での長期滞在を理由として長期欠席している者等を具体例として挙げていましたが、このほか、**季節性インフルエンザに感染して出席停止となった日数や忌引きの日数があることで30日以上となった場合も「その他」に該当**します。

また上記「新型コロナウイルスの感染回避」の項目に記載しているとおり、**新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、発熱等の風邪の症状がみられる場合の学校保健安全法第19条により出席停止の措置をとる場合や、学校の判断による学級閉鎖や分散登校等により学校に登校しない場合、感染の急拡大期等に学校から推奨あるいは提示されたオンライン学習に参加した等によって30日以上となった場合は、いずれも、「その他」に該当**します。

なお、例えば、学校がオンライン学習を推奨あるいは提示したのではなく、**不登校の児童生徒や、感染が不安で登校できない場合は、「その他」ではなく登校しない理由によって「不登校」や「新型コロナウイルスの感染回避」に計上**してください。

✓理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選択して記入すること

- ① 従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、主な理由によって「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」欄のいずれかに計上すること
- ② 従来から本調査において対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合は、主な理由によって「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」欄のいずれかに計上すること

長期欠席の理由が二つ以上ある場合には、原則として主な理由を一つ選び計上しますが、ただし上記①・②の条件を付しています。

本調査では従来、「欠席日数」+「校長が出席扱いとした日数」が30日以上の子童生徒を長期欠席として調査してきました。これを、令和2年度調査から「出席停止・忌引き等の日数」も加えて30日以上の子童生徒を長期欠席とする調査方法に変更しています。

このことによって、児童生徒本人には登校しない要因がなく、「欠席日数」に計上される可能性のない、学校保健安全法等に基づく出席停止、学級閉鎖、分散登校で登校しない日数、感染の急拡大期等に学校から推奨あるいは提示されたオンライン学習に参加し登校しない日数、忌引き、その他校長が出席しなくてもよいと認めた日数（以下「児童生徒本人に要因のない日数」とします）も、長期欠席調査の対象となっています。

また、現在の状況に特有の理由である新型コロナウイルスの感染回避の日数や、上述の「児童生徒本人に要因のない日数」と、不登校や病気の日数を合わせて長期欠席に該当する児童生徒も想定されます。

このことを踏まえ、「病気」「経済的理由」「不登校」による長期欠席について、従来と同じ考え方で、過去の数値と比較可能な形で把握するために、①・②の条件を付していますので、以下及び次ページで詳細を確認してください。

- ① 従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合は、仮に新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとしても長期欠席に該当するものと考えられます。

このためこの場合は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかの中から、主な理由を一つ選び計上してください。

新型コロナウイルスの感染回避のために登校しなかった日数や、「児童生徒本人に要因のない日数」は、この場合の理由の選択に当たっては考慮せず、従来から本調査が対象としている長期欠席理由（病気・経済的理由・不登校・その他）から選択してください。

- ② 従来から本調査において対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合は、仮に新型コロナウイルス感染症の影響がなかったならば、長期欠席に該当しないものと考えられます。

このためこの場合は、「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上せず、「新型コロナウイルスの感染回避」と「その他」のいずれかの中から、主な理由を一つ選び計上してください。

「児童生徒本人に要因のない日数」がなければ長期欠席に該当しない児童生徒は、「その他」に計上します。

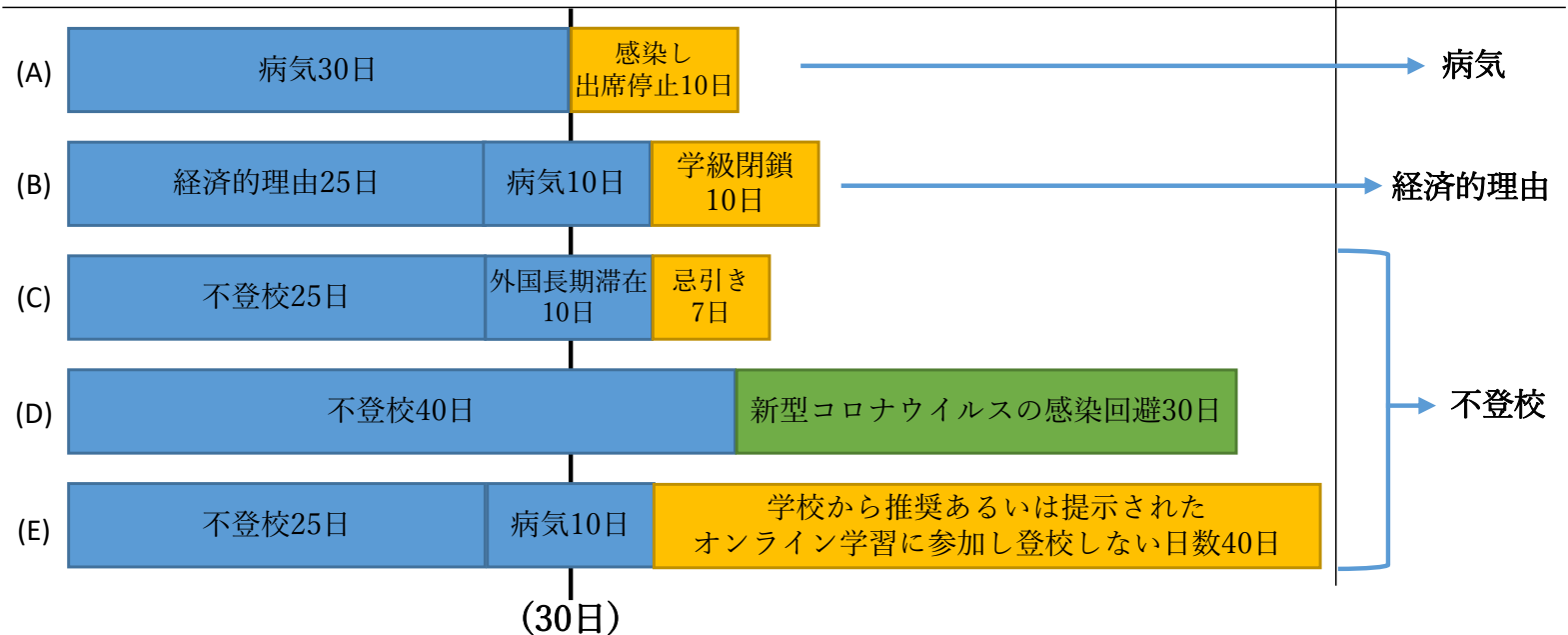
また新型コロナウイルスの感染回避の日数がなければ長期欠席に該当しない児童生徒は、「新型コロナウイルスの感染回避」に計上します。

① 従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合の例

新型コロナウイルスの感染回避や、「児童生徒本人に要因のない日数」を除いた部分の、主たる理由で選択

登校しなかった理由の内訳【例】

本調査上の計上



② 従来から本調査において対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合

「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上せず、「新型コロナウイルスの感染回避」と「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計上

登校しなかった理由の内訳【例】

本調査上の計上

